

【1985年4月18日】児童手当制度の改正について（答申）

社会保障制度審議会

昭和60年4月18日

厚生大臣 増岡 博之殿

社会保障制度審議会

会長 隅谷三喜男

児童手当制度の改正について（答申）

昭和60年4月12日厚生省発児第70号で諮問のあった標記の件について、本審議会の意見は下記のとおりである。

今回の改正案は、当面、支給対象児童を第二子まで上げるとともに、手当の支給期間を短縮して就学前に限る一方、現状の所得制限を維持する措置を講じようとするものである。支給対象児童を第二子まで上げる方向をとるために支給期間を短縮することは、現下の状況の下ではやむを得ないであろう。ただ、その経過措置は急激に失するきらいがあり、低所得層に対する影響が大きいので、緩和を図る工夫が望まれる。

なお、変化しつつある我が国の社会経済情勢を踏まえて、国民的合意が得られるような児童手当制度本来の在り方について基本的な検討を行うよう強く要望する。